

# 兵庫県の電力の調達に係る環境配慮方針

## (目的)

第1条 本方針は、本県が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。

## (環境に配慮した電力調達契約)

第2条 「環境に配慮した電力調達契約」とは、本県が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、「環境評価項目」を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

## (対象組織等)

第3条 この方針は、兵庫県の機関が、競争入札により電力を調達する際に適用する。

## (環境評価項目)

第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

### (1) 基本項目

- ア 二酸化炭素排出係数
- イ 未利用エネルギーの活用状況
- ウ 再生可能エネルギーの導入状況

### (2) 加点項目

- ア 環境マネジメントシステムの導入状況
- イ 需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

## (入札参加資格)

第5条 入札に参加できる者は、電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示しており、かつ、前条で定める基本項目を、別表「兵庫県環境に配慮した電力調達契約評価基準（以下「評価基準」という。）」の基本項目の評価点の合計が70点以上であることとする。基本項目の合計が70点に満たない場合、基本項目の得点に加点項目の得点を加えた合計が70点以上であることとする。

## (評価)

第6条 本県が行う電力調達契約の入札に参加を希望する小売電気事業者は、第4条に定める環境評価項目を評価基準により算定し、その評価点等を様式1「兵庫県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書（以下「評価項目報告書」という。）」に記載し、指定された期日までに兵庫県知事に提出するものとする。ただし、評価点等に変更があった場合は、その都度、評価項目報告書を提出するものとする。

2 第1項に定める期日のほか、本県が行う電力調達契約の入札に参加を希望する小売電気事業者は、評価項目報告書を随時兵庫県知事に提出することができる。

- 3 環境政策課長は、小売電気事業者から提出された様式1の内容を確認し、各小売電気事業者の電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示状況及び評価点を判定する。
- 4 環境政策課長は、判定の結果について、様式2により各部局長等の長、様式3により小売電気事業者へ通知するものとする。

(評価点等の確認)

第7条 入札事務を担当する者は、各小売電気事業者の電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示状況、評価点及び入札参加の可否について確認するものとする。

(その他)

第8条 本方針により定めるものの他、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

(事務処理)

第9条 本方針に係る事務処理は、環境政策課において行う。

附 則

この方針は、平成22年8月4日から施行する。

一部改正 平成23年4月26日から施行する。(一般競争入札にあっては入札公告日、指名競争入札にあっては指名を行う日が6月1日以降のものに適用する。)

一部改正 平成25年4月1日から施行する。(一般競争入札にあっては入札公告日、指名競争入札にあっては指名を行う日が6月1日以降のものに適用する。)

一部改正 平成26年4月1日から施行する。(一般競争入札にあっては入札公告日、指名競争入札にあっては指名を行う日が6月1日以降のものに適用する。)

一部改正 平成27年4月1日から施行する。(一般競争入札にあっては入札公告日、指名競争入札にあっては指名を行う日が6月1日以降のものに適用する。)

一部改正 平成28年7月13日から施行する。(一般競争入札にあっては入札公告日、指名競争入札にあっては指名を行う日が9月1日以降のものに適用する。)

一部改正 平成29年4月13日から施行する。(一般競争入札にあっては入札公告日、指名競争入札にあっては指名を行う日が6月1日以降のものに適用する。)

一部改正 平成31年4月1日から施行する。(一般競争入札にあっては入札公告日、指名競争入札にあっては指名を行う日が4月1日以降のものに適用する。)

一部改正 令和2年4月1日から施行する。(一般競争入札にあっては入札公告日、指名競争入札にあっては指名を行う日が4月1日以降のものに適用する。)

一部改正 令和3年4月1日から施行する。(一般競争入札にあっては入札公告日、指名競争入札にあっては指名を行う日が4月1日以降のものに適用する。)

## 兵庫県環境に配慮した電力調達契約評価基準

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ別表の基本事項の得点の合計が70点以上であること。基本項目の得点の合計が70点に満たない場合、基本項目の得点に加点項目の得点を加えた合計が70点以上であること。

（別表）

基本事項	区 分	配点
①一昨年度の1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh) ※2	0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上	0
②一昨年度の未利用エネルギー活用状況 ※3	1.35%以上	10
	0%以上 1.35%未満	5
	活用していない	0
③一昨年度の再生可能エネルギー導入状況 ※4	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%以上 2.50%未満	5
	導入していない	0
加点項目	区 分	配点
④環境マネジメントシステムの導入状況 ※5	あり	10
	なし	0
⑤需要家に対する省エネルギー・節電に対する情報提供の取組 ※6	あり	5
	なし	0

※1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和3年4月改訂）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（参入から1年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日及び開示予定時期（参入日から1年以内に限る。）を明示することにより、開示したものとみなす。

※2 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数とは、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、環境大臣及び経済産業大臣によって小売電気事業者ごとに個別に発表された調整後排出係数をいう。

※3 未利用エネルギーの活用状況とは、以下の方法により算出した数値をいう。

①一昨年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh) を

②一昨年度の供給電力量（需要端）(kWh) で除した数値

（算定方法） 未利用エネルギーの活用状況 = ①÷②×100

注1 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については、趣旨から考慮し含まない。)) をいう。

① 工場等の廃熱又は排圧

② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調

達に関する特別措置法（以下「FIT法」という。）第2条第4項において定める再生可能エネルギー源に該当するものは除く。）

③ 高炉ガス又は副生ガス

注2 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

※4 再生可能エネルギーの導入状況とは、以下の方法で算出した数値をいう。

①一昨年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）

②一昨年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（ただし、太陽光発電の余剰電力買取制度および再生可能エネルギーの固定買取価格買取制度による買取電力量は除く。）

③グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）（ただし、一昨年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）

④J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）（ただし、一昨年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）

⑤非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）（ただし、一昨年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）

⑥一昨年度の供給電力量（需要端）で除した数値（単位は全て kWh）

（算定方法） 一昨年度の再生可能エネルギー導入状況 = (①+②+③+④+⑤) ÷

⑥×100

注1 再生可能エネルギーとは、FIT法第2条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）

注2 再生可能エネルギー電気の利用量（①+②+③+④+⑤）には、他電気事業者への販売分は含まない。

注3 供給電力量（⑥）には、他電気事業者への販売分は含まない。

※5 入札実施時における環境マネジメントシステム（EMS）の導入状況で、評価対象となるEMSは「ISO14001」、「エコアクション21」とする。

※6 需要家への情報提供の例として、「電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）」、「需要逼迫時における節電依頼メール」、「ホームページにおける使用電力量の推移等の初回サービス」、「設定した使用電力量を超過した場合の通知サービス」等が挙げられる。